

3 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議による質疑

2012年3月9・12日

Q 村岡委員

第34号議案について伺う。

- 1 在職者対象の職業訓練は、在職者本人が申し込むのか、企業が申し込むのか。
- 2 第7条第2項で、普通課程の訓練期間は原則1年とし、例外的に1年以上4年以内とすることもできることになっているが、4年になるのはどのような場合か。
- 3 国の委託を受けて行う訓練は、全額国庫負担で行うのか。

A 産業人材育成課長

- 1 在職者訓練のうちメニュー型については、在職者本人が申し込む場合が多い。オーダーメイド型は、企業や団体が申し込む。
- 2 夜間に訓練を行う場合などであるが、現状ではそのような訓練は実施していない。
- 3 国の委託を受けて行う訓練は、全額国庫委託金により実施している。

Q 村岡委員

- 1 介護ヘルパー養成講習について、民間事業では就職率が低いなど苦勞しているが、高等技術専門校での応募状況はどうか。
- 2 条例改正の趣旨は、職業能力開発をより促進させるといふものと考えている。そのためには、受講のチャンスを広げることが必要である。10年前と現在で高等技術専門校の入校者数はどう変化しているか。

A 産業人材育成課長

- 1 応募倍率はほぼ1倍である。
- 2 高等技術専門校の入校者数は平成14年度が1,154人、平成22年度は811人である。高等技術専門校の再編整備により入校者数が減少している。

A 雇用労働局長

- 2 高等技術専門校が10年間で再編整備・集約化されたため、入校者数は減少しているが、民間で実施可能な訓練は委託して行っており、訓練生は増加している。

Q 村岡委員

委託訓練はどのくらい増えているのか。

A 産業人材育成課長

数年前は数百人であったが、平成22年度は4,700人、平成23年度は5,600人である。

Q 村岡委員

第59号議案について伺う。

- 1 資料2-1の8ページについて、技能向上訓練推進費と就職支援訓練推進費で減額が計上されている。財源は国庫支出金が多く、国に返すことになる。執行率を上げることはできなかったのか。
- 2 次に、高等技術専門校施設整備費の減額について、減額の理由として施設改修に係る契約差金の減額等とあるが、金額が大きいのはなぜか。
- 3 同資料の14ページの中小企業制度融資事業費について、減額の理由は何か。

A 産業人材育成課長

- 1 様々な理由で講座の定員に達しない場合があったためである。
今後、求職ニーズの高い分野の講座を設定するなど、求職・求人側双方のニーズを見極めながら受講者の増加を図っていきたい。
- 2 入札差金が発生したことのほかに、国庫補助対象部分の増額があったためである。

A 金融課長

- 3 中小企業制度融資事業費の減額のうち、利子

補給費の減額は、利用が当初見込みを下回ったためである。損失補償費の減額は、平成22年度に保証協会が行った代位弁済に対する損失補償が今年度請求されたが、金融機関・保証協会が返済条件の変更等に弾力的に対応したことにより、代位弁済額が当初の見込みを下回ったことによる。

Q 村岡委員

- 1 高等技術専門校施設整備費の減額理由について答弁があったが、金額があまりにも大きい。施設改修工事の予定額・落札額・執行率はどうか。
- 2 中小企業制度融資事業費のうち損失補償費の減額について、リスク回避を重視して融資が絞られたことはないか。

A 産業人材育成課長

- 1 入札差金が最も大きい案件は、設計額約1億3,800万円、契約金額約5,800万円で、執行率は約42%である。

A 金融課長

- 2 リスクを回避したわけではなく、融資条件変更等に柔軟に対応した結果である。

Q 村岡委員

入札差金の問題について、これ以上は申し上げないが、一つの問題を示しているのではないかと思う。

次に、第77号議案について伺う。

- 1 資料3に、ふるさと雇用再生基金で5.3億円、緊急雇用創出基金で2.4億円の残額があると記載されている。これは国に返還することになると思うが、執行率を上げて雇用を増やすことが必要ではないか。
- 2 総務省の労働力調査によると、雇用者に占める非正規雇用者の割合は、平成23年平均で35.2%であり、女性は54.7%であった。また、年間収入200万円以下の貧困層が拡大している。

県は非正規雇用の現状を把握しているか。

就業支援課長

- 1 両基金については、平成23年度当初予算では、その時点で使える財源はほぼすべて予算化していたが、その後発生した平成22年度事業の契約差金などにより、残額が生じたものである。緊急雇用創出基金については、引き続き庁内各部局や市町村に働きかけ、事業の掘り起こしを図っていきたい。
- 2 平成19年の就業構造基本調査によれば、本県の雇用者のうち男性では26.9%が、女性では60.7%が非正規雇用者である。

Q 村岡委員

本県でも非正規雇用が多い状況であり、非正規雇用の底上げが労働行政の最優先課題と考える。これまで、両基金で雇用された者が正規雇用に結びついた実績はどうなっているか。また、今後どのように取り組んでいくか。

A 就業支援課長 平成21年度及び平成22年度の状況では、ふるさと雇用再生基金で25.4%、緊急雇用創出基金で9.7%の方が継続雇用されている。また、ふるさと雇用再生基金では、基金事業での雇用期間中に期間の定めのない雇用契約をした場合に一時金が支給されるが、この対象者が現時点で約500人と見込んでいる。

今後も、県の就業支援拠点などを通じて、継続雇用、正規雇用につながるよう取り組んでいきたい。

Q 村岡委員

- 1 資料4-2の4ページ「シニア人材による中小企業サポート事業」について、既に産業振興公社で同様の事業を実施しているが、公社事業を支援する考えはなかったのか。
- 2 資料4-2の19ページにある若年者実務研修雇用促進事業について、この事業は正規雇用につなげることを目的にしているが、これまでの実績と新年度の目標を伺いたい。

また、「学校卒業後5年以内の未就職者等」とされている対象者について、詳しく伺いたい。

3 福島第一原子力発電所の事故による計画停電や放射能汚染により、県内企業が被害を受けている。さらに、追い打ちをかけるように電力料金の値上げが行われようとしている。東京電力に損害賠償を請求しようとする県内企業があるが、当初予算には、このような企業を支援する事業はないのか。

4 今年度実施していた東日本大震災被災者再チャレンジ就職支援事業の実績はどうか。また、震災による失業者がまだ多数いるが、来年度は実施しないのか。

A 産業支援課長

1 同様の制度である産業振興公社の新現役マッチング事業は縮小傾向にある。シニアサポートクラブという新しい制度を立ち上げることで、公社事業を支援していきたい。

A 就業支援課長

2 実績としては、平成22年度は154人を基金で雇用し102人が就職に結びつき、うち73人が正規雇用であった。平成23年度は94人を雇用し、これまでに78人が就職に結びついている。平成24年度は80人を雇用し、正規雇用者割合8割を目標としている。

また、事業の対象者は、学校卒業後5年以内の若者で、未就職の人と失業中の人である。

4 実績であるが、集まった定員30人のうち、OJTまで結びついたのは18人である。同事業は来年度は実施しないが、今回積み増す緊急雇用基金58億3,000万円は、震災被災者と3月11日以降の離職者を対象とするもので、全ての事業が被災者等の雇用を目的としたものである。また、中高年就職活動支援コーナーでの相談受付や、被災者が多い市町村での出張相談を実施し、被災者を支援していく。

A 産業労働政策課長

3 当初予算には、東京電力への損害賠償請求を直接支援する事業はない。現在、計画停電による損害は賠償の対象となっていない。まずは、国や東京電力に損害賠償の仕組みをつくるよう働きかけるのが先決である。実際、電気料金の値上げ問題については、知事が、直接、官邸に出向き、また東京電力の社長に会い要請を行っている。損害賠償についても、同様に働きかけていくことが先決だと考えている。

Q 村岡委員

1 シニア人材による中小企業サポート事業について、資料に「サポートクラブは3年後に自主運営に移行予定」とあるが、どのように考えているのか。

2 原子力発電所事故に伴う損害賠償の働きかけについては、是非願います。企業を後押しするためにも、県内企業の被害状況を把握する調査費があってもよいのではないかと。県内企業の被害の把握はどうなっているのか。

A 産業支援課長

1 当初の2年間は、企業訪問等を行うサポーターの費用等を県が負担し、ノウハウ等の蓄積を図る。3年後は企業からの謝金収入などをもとに、NPO法人化などにより自主運営という形を考えている。

A 産業労働政策課長

2 県内の中小企業2,200社に対して四半期ごとにアンケート調査を行う「四半期経営動向調査」を行っている。毎回、特別調査事項を設けているが、現在行っている第4四半期の調査で、東京電力の値上げについてどのような影響があるかという設問を設けて調査を実施している。計画停電の影響については、次の第1四半期の特別調査で実施するなどして実態を把握していきたい。

2012年3月12日

Q 村岡委員

- 1 第38号議案について伺う。地域の自主性及び自立性を高めるための条例改正と聞いているが、条例化によるメリットは何か。
- 2 第71号議案について、水道水源開発施設整備事業の負担金の補正額の内訳と補正理由を伺う。
- 3 同様に水道水源開発施設整備事業の継続費の補正理由を伺う。
- 4 第72号議案について、収益的収入の特別利益3億1,612万8千円の内容と、当初予算に計上しなかった理由を伺う。

A 水道企画課長

- 1 現在は水道施設の新設、増設、改造を対象としているが、条例化に当たり施設の更新も対象とした。これにより更に安心・安全が高まることになる。
- 2 ハッ場ダム本体工事について、直ちに本体工事に着手することを求めて当初予算に計上していたが、工事再開が来年度からとなったため約8億5千万円減額する。
また、水源地域対策について、用地買収の難航や公民館建設の遅延により約4億2千万円減額となり、合計12億7千万円の減額となっている。
- 3 継続費については、平成23年度の実績確定により差額を先送りしたものである。

A 地域整備課長

- 4 約3億円は、国道125号バイパス用地の売却益である。
当初予算時には金額が未確定だったため、計上していなかった。

Q 村岡委員

- 1 公営企業会計全体に関して質問する。資料2の1ページにある2月補正予算総括表において、水道用水供給事業会計と地域整備事業会計では、

資本的収支が赤字であり、表の下段で補填に関する説明がある。赤字とならないよう対応すべきではないか。

- 2 今後、水道施設の耐震化等の支出の増加要因があり、収支が厳しくなると思われるが、企業局全体として今後の経営をどのように考えているか。

A 財務課長

- 1 公営企業の予算は、収益的収支と資本的収支の2つを計上している。資本的支出である建設関係の予算は、資本的収入のほか、収益的支出である減価償却費を財源として充てることになっている。この財源は資本的収入として計上することができないため、赤字となっているものであり、経営的に問題が生じているものではない。
- 2 事業により性格が異なると考えている。
工業用水道事業と水道用水供給事業は、多くの利益を求めるものではなく、赤字とならないよう、適正な料金単価の下で効率的な経営に努める事業である。

地域整備事業は、独自の資金の中で赤字を生じさせることなく事業化を図っていく事業と考えている。

Q 村岡委員

- 1 第17号議案について、水道水源開発施設整備事業費の総事業費は約693億円であるが、今後増加する予定はないのか。
またその財源はどうなっているのか。
- 2 資料3の9ページにある浄水発生土保管施設築造工事について、保管施設の構造はどのようなものか。全浄水場での工事総額はいくらか。また、保管量はどのくらいか。
- 3 給与費について、職員の給与を減額することが前提となっていると思われるが、減額の理由は何か。

A 水道管理課長

2 コンクリートの底盤の上に、高さ3mの擁壁で囲った箱状の構造となっている。中に発生土を2.5mほどの高さに積み、上を覆土しさらにシートで覆うことで、放射線の遮へいを考慮している。

工事費用であるが、本年度から一部整備しており、本年度と来年度を合わせて約4億8千万円になる。

保管量であるが、約4万4千トン保管できる。最近の浄水発生土の放射性物質の濃度は数百ベクレルに下がってきており、今後は、保管よりもリサイクルを考えている。

A 財務課長

1 国が算定した事業総額に対する本県の負担割合である。金額が増額とならないよう引き続き国に要望していく予定である。

財源としては、補助金が2分の1、一般会計からの繰出金が3分の1、残りが企業債となっている。

3 管理職手当の減額が課長級まで拡大されたため、減額要因となっているが、退職給与引当金への引当が増額となっているため、給与費総額は増額となっている。

Q 村岡委員

浄水発生土保管施設は東電への賠償請求の対象となるのか。また、今後の話であるが、保管施設が必要なくなったときの賠償の考えがあれば聞かせてほしい。

A 水道管理課長

これまでかかった費用については、当然賠償の対象と考えている。しかし、今後については、何年間保管するか見通しがたっておらず、保管施設が不要になったときの対応は、今のところ考えていない。

Q 村岡委員

第59号議案及び第71号議案に反対の立場から討論を行う。

まず、第59号議案については、他の委員会で反対とすべきことがあるため反対である。次に、第71号議案については、ハッ場ダム本体工事の予算を継続すべきものとなっているため反対である。

第1号議案、第16号議案、第18号議案については、職員の給与削減は行うべきではなく、「否」とすべきである。

第17号議案については、職員の給与削減及びハッ場ダム関連事業の予算が計上されているため、「否」とすべきである。長期ビジョン、経営5か年計画共に、技術職員の育成の点が弱いように思う。埼玉県内の水道事業者の調査では、さいたま市を除く64事業者のうち44事業者で30歳以下の職員がゼロである。

そこで何うが、県企業局では、技術系職員が何人いて、そのうち30歳以下は何人いるか教えてほしい。また、震災対応などを見ると、やはり最後はマンパワーである。若い技術者をどのように育成していくのか、考えを伺いたい。

A 総務課長

平成23年4月1日現在、技術職は324人であり、このうち再任用職員32人を除く292人が現役職員である。30歳以下の職員は51人で、現役職員に占める割合は17.5%である。

企業局では独自の人材開発計画を策定し、研修やOJTに努めている。平成23年度上半期の研修は、延べ4,000人の職員が受講している。

再任用職員は、浄水場の創設時に苦労した職員であるが、現在はそれぞれの職場で夜勤を含め若手職員と一緒に仕事をしており、若手職員は、知識や技術を肌で感じて吸収している。

また、外部機関の研修へも職員を派遣し、最新技術の習得や異業種との交流を図るとともに、国家資格の取得の支援も行っている。

Q 村岡委員

企業局の人材育成に対する意気込みと心構えを聞き安心した。若い人を育てていくために、具体的な目標を持って取り組んでもらいたい。(要望)

委員長

これより、議第1号議案に対する質疑を行う。
何か発言はあるか。

Q 村岡委員

第4条で施策推進に関する県の責務を定めているが、施策推進に必要な財政上の措置については、第17条で「努めるものとする」とされている。両者のバランスをどのように考えているか。

A 鈴木議員

具体的な事業に必要な予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に決定されるものである。